

正会員に対する処分及び勧告について

平成 28 年 7 月 22 日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令違反の事実が認められた正会員に対し、定款第23条第1項の規定に基づく処分及び同第24条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ サン・キャピタル・マネジメント株式会社

I. 処分の対象となる事実

1. 事実関係

- (1) サン・キャピタル・マネジメント株式会社（本社 大阪府中央区。以下「当社」という。）は、平成 25 年 2 月以降同 27 年 11 月までの間、MT キャピタル合同会社（以下「MT 社」という。）を営業者とし、同社から委託を受けた株式会社 L I G（以下「L I G 社」という。）がパチスロ機を遊技場にレンタルするスキームのファンド（以下「パチスロファンド」という。）の私募の取扱いを行った。
- (2) 当社は、パチスロファンドの勧誘にあたり、顧客に対して、「MT 社が出資金を元にパチスロ機を購入した上で、当該パチスロ機を L I G 社にレンタルし、L I G 社が当該パチスロ機を遊技場にレンタルして得たレンタル料について、一定割合で、顧客、MT 社、L I G 社及び当社に分配又は留保する事業である。」「遊技場からのレンタル料の支払いやこれを元にした顧客への分配金の支払いは、匿名組合事業開始月の特定の日から数年後の特定の日までが全体の計算期間となり繰り返し履行される。」など、あたかも継続的な事業収益が見込まれるごとき説明を行っていた。
- (3) しかしながら、遅くとも平成 27 年 5 月以降、パチスロファンドの事業として、

L I G社から遊技場にパチスロ機がレンタルされるだけでなく、同社から遊技場にパチスロ機が販売されている場合もあるという状況が認められた。

また、平成 27 年 10 月以降に販売したパチスロファンドに係る出資金については、パチスロ機を購入することなく、MT社を経由して、L I G社において、同社の経費等に充てられ、流用されている状況が認められた。

- (4) 当社は、パチスロファンドの事業について、顧客に対し、上記(2)のとおり、あたかも継続的な事業収益が見込まれるごとく説明を行っていたものの、実際には、上記(3)のとおり、パチスロ機の販売や出資金が流用されており、顧客への説明と事実とが異なる状況であった。

2. 法令適用等

- (1) 当社の上記 1 の顧客への事実と異なる説明は、金融商品取引法第38条第 8 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示（略）をする行為」に該当すると認められる。
- (2) また、定款第23条第 1 項第 3 号に掲げる「法令（略）に違反したとき」に該当すると認められる。

II. 処分及び勧告

1. 定款第23条第 1 項の規定に基づく処分
譴責

2. 定款第24条の規定に基づく勧告

- (1) 第二種金融商品取引業務を適切に行うための態勢を整備するなど、再発防止策を策定し実施すること。
- (2) 当社が取り扱ったファンドに関し、顧客から問い合わせがあった場合には適切に対応すること。
- (3) 上記(1)、(2)及び平成 28 年 5 月 31 日付近畿財務局長による業務改善命令への対応・実施状況並びに業務・財務の状況について、平成 28 年 8 月 10 日までに書面で報告すること。

Ⅲ. その他

本件について、平成 28 年 5 月 24 日、証券取引等監視委員会は処分勧告を行い¹、これを受け、同年 5 月 31 日、近畿財務局は、当社に対し、金融商品取引法第 51 条に基づく業務改善命令処分を行った²。

以 上

○ 本通知に関するお問い合わせ先 : 自主規制業務部 (電話 : 03-3667-2465)

¹ 証券取引等監視委員会 HP 参照 (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160524-2.htm)

² 近畿財務局 HP 参照 (<http://kinki.mof.go.jp/file/rizai/pagekinkihp20160531syobun.html>)